

東近江行政組合職員の旅費に関する条例

(昭和48年11月2日)
(中部地域消防組合条例第5号)

改正	昭和51年10月28日	条例第3号
	昭和54年9月26日	条例第3号
	昭和60年12月27日	条例第5号
	平成3年3月1日	条例第5号
	平成3年3月28日	条例第14号
	平成4年3月6日	条例第2号
	平成10年3月12日	条例第1号
	平成10年12月25日	条例第6号
	平成12年12月26日	条例第9号
	平成17年3月10日	条例第3号
	平成18年3月16日	条例第2号
	平成19年3月11日	条例第4号
	令和元年12月27日	条例第6号

中部地域消防組合職員の旅費に関する条例（昭和47年中部地域消防組合条例第24号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員（東近江行政組合職員定数条例（平成3年滋賀中部地域行政事務組合条例第3号）に定める職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の3第4項に定める職員をいう。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、公務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(令元条例6第12条・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 何級の職員 東近江行政組合職員の給与に関する条例（昭和47年中部地域消防組合条例第19号）に定める給料表による当該級の職務にある職員をいう。

(2) その他の職員 前号に定める職員以外の職員及び臨時職員をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が公務のため在勤地を離れて旅行し、又は職員以外の者が組合の依頼に応じ、公務の遂行又はその補助をするため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

- 2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料及び着後手当とし、その職員の請求により支給する。
- 3 鉄道賃、船賃及び航空賃は、それぞれの路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 車賃は、路程に応じ定額又は実費額により支給する。
- 5 日当は、旅行中の日数に応じ別表に定める定額により支給する。
- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ別表に定める定額により支給する。
- 7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ別表に定める定額により支給する。
- 8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
(職員以外の者の旅費)

第3条の2 前条第1項に掲げる職員以外の者の旅費は、他に条例の定めがある場合を除く外その都度旅行命令権者が定める。

- 2 前項の旅費計算については、当該旅行者の住所又は居所から目的地までとする。
(公用車等の利用時の旅費)

第4条 旅行において、組合の公用車又は借り入れた車を利用した場合には、鉄道賃又は車賃を支給しない。
(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により、これにより難しい場合には、その現によった経路及び方法により計算する。
(日数の計算)

第6条 旅行日数は、旅行のため現に要した日数及び公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由のため要した日数を除くほか、鉄道旅行については、400キロメートル、水路旅行については、200キロメートル及び陸路旅行については、50キロメートルについて1日の割合で計算した日数を超えることができない。ただし、1日未満の日数は、1日とする。
(鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下本条において「運賃」とい

う。) 、急行料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、当該線路による旅行に要する同一等級の急行料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号に規定する運賃は、片道200キロメートル以上の旅行に限り支給し、片道200キロメートル未満の旅行については、2等の運賃を支給する。

3 第1項第3号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上の旅行

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上の旅行

(3) 前各号の規定にかかわらず、特別の必要により、急行列車を利用した場合には、それに要した急行料金

4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、片道100キロメートル以上の旅行に限り支給する。

(船賃)

第8条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、旅行の都度、乗船の階級を定め、これに要した運賃を支給する。

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
(航空賃)

第9条 航空賃は、公務上特に必要と認めた場合に限り支給する。

(車賃)

第10条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。

2 車賃は、全路程を通算して計算し、その路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

3 特別の事由によって、定額の車賃にては実費を支弁し難い場合には、実費による。

(日当)

第11条 日当は、旅行の日数に応じて、定額により、支給する。

2 前項の規定にかかわらず、県内の旅行については、その日当は支給しない。ただし、公務の都合又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合は、この限りでない。

(平17条例3・一部改正)

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、鉄道及び陸路による旅行で現に宿泊した夜数に応じて定額により支給する。

2 水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、現に宿泊した夜数に応じて定額により支給する。

(食卓料)

第13条 食卓料は、水路旅行及び航空旅行をする場合、船賃又は航空費のほかに食卓料を要する場合その夜数に応じて定額により支給する。

(移転料)

第14条 移転料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定に準じ、その都度管理者が定める。

(着後手当)

第15条 着後手当は、赴任に伴う住居又は居所の移設について、別表第1に定める日当及び宿泊料の定額の3日分に相当する額を支給する。

(管内出張旅費)

第16条 管内の出張には、旅費を支給しない。ただし、次の各号に掲げる場合に限り支給することができる。

(1) 特に交通機関等を利用しなければならない場合はその実費

(2) 職員が私有車を公務に使用しての出張の場合における旅費は、規則で定める額

(平17条例3・1号繰上)

(外国旅行の旅費)

第17条 外国旅行を命ぜられた場合の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じ、その都度管理者が定める。

(旅費の調整)

第18条 旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合に、当該旅行の実費に不当に不足し又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、所要の旅費を支給し、若しくはその旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

2 職員が、管理者、副管理者、議会議員、監査委員及び公平委員会委員の旅行用務を補佐するため、随行を命ぜられた者に対しては、これらの特別職と同額の宿泊料（宿泊した場合に限る。）を支給する。

（平19条例4・一部改正）

（実施規定）

第19条 この条例の実施に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年10月28日条例第3号）

- 1 この条例は、昭和51年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中部地域消防組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年9月26日条例第3号）

- 1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中部地域消防組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年12月27日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条及び第17条の次に1条を加える改正規定は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の中部地域消防組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年6月28日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の滋賀中部地域行政事務組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月6日条例第2号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月12日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月25日条例第6号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月12日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月10日条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月16日条例第2号抄）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月11日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に収入役が在職する場合においては、その任期中に限り、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月27日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条、第15条関係）

区 分	日 当 (1日につき)	宿泊料（1夜につき）		食 卓 料 (1夜につき)
		甲 地 方	乙 地 方	
7級以下の職務 にある者 その他の職員	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）に指定する都市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

（平成18年条例2・一部改正）